（処分通知等の入力事項等）

第八十五条の十一　（削る）

委員会は、情報通信技術活用法第七条第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定により書面等に記載すべきこととされる事項を前条に規定する委員会の使用に係る電子計算機から入力し、当該委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。この場合において、当該委員会は、当該処分通知等が電子署名を要するものと認めるときは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該情報と併せて当該委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第八十五条の十二　情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一　第八十五条の十の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

二　電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の委員会の定めるところにより行う届出

（処分通知等の入力事項等）

第八十五条の八　委員会は、処分通知等を受けるべき者があらかじめ電子情報処理組織によって処分通知等を受けることを求めるときに限り、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2　前項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行おうとする委員会は、当該処分通知等につき規定した法令の規定により書面等に記載すべきこととされる事項を情報通信技術利用法第四条第一項に規定する委員会の使用に係る電子計算機から入力し、当該委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。この場合において、当該委員会は、当該処分通知等が電子署名を要するものと認めるときは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該情報と併せて委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（新設）

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第八十五条の十三　情報通信技術活用法第七条第五項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると委員会が認める場合

二　処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると委員会が認める場合

（縦覧等の方法）

第八十五条の十四　委員会は、情報通信技術活用法第八条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合においては、当該事項をインターネットを利用する方法、事務局に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

（情報通信技術活用法の適用を受けない申請等の取扱い）

第八十五条の十五　委員会に対して行うこととされ、又は委員会が行うこととしている労組法等に基づく申請等、処分通知等及び縦覧等（情報通信技術活用法第六条から第八条までの規定の適用を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、情報通信技術活用法第六条から第八条までの規定並びに第八十五条の四から第八十五条の八まで及び第八十五条の十から前条までの規定の例による。

（新設）

（縦覧等の方法）

第八十五条の九　委員会は、情報通信技術利用法第五条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合においては、当該事項をインターネットを利用する方法、事務局に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

（情報通信技術利用法の適用を受けない申請等の取扱い）

第八十五条の十　委員会に対して行うこととされ、又は委員会が行うこととしている労組法等に基づく申請等、処分通知等及び縦覧等（情報通信技術利用法第三条から第五条までの規定の適用を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織又は電磁的記録を用いて行わせ、又は行う場合については、情報通信技術利用法第三条から第五条までの規定並びに第八十五条の四から第八十五条の六まで、第八十五条の八及び前条の規定の例による。

附　則

この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。